

企画競争実施の公示

平成 28 年 4 月 18 日

公益社団法人 土木学会技術推進機構

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

富士市モデル事業に関する支援業務

(2) 業務内容

公益社団法人土木学会技術推進機構アセットマネジメントシステム実装のための実践研究委員会では、地方公共団体におけるアセットマネジメントシステムの確立を目指して、持続可能なアセットマネジメントシステムの体制構築を推進するためのモデル事業を推進している。

本業務は、地方公共団体が管理するインフラ施設の維持管理・更新の長期的なマネジメントシステムを確立するため、施設管理者である地方公共団体がその体制及び能力を考慮しつつ、地域の実情等に応じて適切な体制を構築できるよう、他の施設管理者のモデルとなる先導的な事業（以下「モデル事業」という。）を実施する地方公共団体と協議のうえ、当該地方公共団体が抱える課題を明確にし、課題解決方策を検討するとともに、当該地方公共団体に対して、その実践を推進するために必要な図書等の作成、専門的知見の提供等の支援を行う。加えて、アセットマネジメントシステム実装のための施設管理者向けマニュアルを作成することに寄与するものである。

(3) 履行期限 平成 29 年 3 月 31 日

2. 企画競争参加資格要件

(1) 本業務への参加は次の資格を満たしていることを条件とする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ③ 平成 18 年度以降に完了した業務において、「アセットマネジメントに関する業務」を実施した経験を有する者。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(2) 配置予定技術者の必要要件は下記に示されるとおりである。

- ① 「同種又は類似業務」について、平成 18 年度以降に完了した業務において、1 件以上の実績を有していること。

〈同種業務〉

- ・橋梁長寿命化修繕計画の作成実績
 - ・維持管理業務の包括委託で、事業者募集を支援した実績
 - ・公共施設等総合管理計画等、管理する施設全体を対象としたPDCAサイクル構築を支援した実績
- 〈類似業務〉
- ・公共工事の入札契約や品質確保に係る発注者支援に関する業務
- ② 配置予定技術者の中から管理技術者を1名おくものとする。管理技術者は本業務を管理・監督するものとする。
- ③ 配置予定技術者として、少なくとも2名登録すること。
- ④ 配置予定技術者の手持ち業務量
企画提案書の提出日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む）
配置予定技術者：手持ち業務の契約金額合計が3億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者
- （3）業務の打ち合わせを必要に応じて適宜行うものとし、第1回打合せ（地方公共団体）及び成果品納入時の打ち合わせには管理技術者が出席するものとする。

3. 手続等

（1）担当

〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目外濠公園内

公益社団法人土木学会技術推進機構 担当：田中博

電話：03-3355-3502 ファクシミリ：03-5379-0125 e-mail：h-tanaka@jsce.or.jp

（2）説明書の交付期間、場所及び方法

平成28年4月18日（月）から平成28年5月16日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日は除く。交付時間は9時から17時まで）

（1）に同じ

説明書の交付を希望する場合は、担当者に、原則電子メールで「入手申込」を行い、電子メールで受信すること。ただし、電子メールで「入手申込」ができない場合は、面会・電話・FAX・郵送のうちいずれかの方法により申し込み、直接手渡し・郵送のいずれかの方法で受領すること。

（3）企画提案書の提出期限、場所及び方法

平成28年5月16日（月）17時00分

（1）に同じ。

原則電子メールにより提出すること。ただし、電子メールで提出ができない場合は、持参・郵送（書留郵便に限る）のうちいずれかの方法によるものとする。

（4）質問の受付及び回答

質問は、文書（様式任意、ただし規格はA4版）で、原則電子メールによるものとする。ただし、電子メールで質問ができない場合は、持参・郵送・FAXのうちいずれかの方法によるものとする。

受付場所：（1）に同じ

受付期間：平成28年4月18日（月）から4月25日17時まで

回答は、質問者及び質問者以外の全ての参加者に対して原則電子メールにより送付する。

ただし、電子メールでの受信ができない場合は、FAXにより送付する。

（5）企画提案に関するヒアリング

実施する。

実施場所：東京都新宿区四谷一丁目外濠公園内

公益社団法入土木学会会議室

実施日：平成 28 年 5 月 24 日（火）（予備日：平成 26 年 5 月 27 日（金））

実施時間：後日連絡する。

- (6)企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取した上で、提案書の特定を行う。

4. その他

- (1)手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)関連情報を入手するための照会窓口　3（1）に同じ。
- (3)企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4)提出された提案書は、当該提案者に無断で 2 次的な使用は行わない。
- (5)提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にする。
- (6)特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があつた場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7)提案が特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適な者として特定した者であるが、契約手続きの完了までは、契約関係は生じるものではない。
- (8)その他の詳細は説明書による。